

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長、市議会議員、市選挙管理委員会、市代表監査委員、市農業委員会、市教育委員会、市ガス水道事業管理者

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.3%
全職員	70.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級の職	97.5%
課長級の職	99.8%
副課長級の職	96.1%
係長級の職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	93.7%
26～30年	93.6%
21～25年	88.9%
16～20年	89.0%
11～15年	88.9%
6～10年	90.6%
1～5年	85.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・全職員の男女の給与の差異 70.6%については、女性職員の約6割が会計年度任用職員で任用されていることによるもの
- ・勤続年数別 1～5年の区分 85.5%については、国、県教育委員会からの割愛採用職員が含まれており、当該職員の男性の比率が高いことによるもの
- ・給与とは、給料のほか、時間外勤務手当や扶養手当などの各種手当を含めたものであり、任期の定めのない職員では、時間外勤務手当の男性に対する女性の割合は 61.32%、扶養手当が 28.99%であるなど、男女の差が開く要因の一つとなっている。
- ・具体の算定結果は別紙1のとおり

■ 職員の給与の男女の差異(内訳)

(単位:円、人)

区分	男			女			男女の差異 (女/男)
	年間給与額 A	実人数 B	一人当たり A/B	年間給与額 A	実人数 B	一人当たり A/B	
① 任期の定めのない職員 ※正規職員	6,173,657,393	910	6,781,325	4,061,024,483	684	5,939,062	87.6%
② 任期の定めのある職員 ※再任用職員 ※会計年度任用職員等	1,098,154,497	352	3,123,650	2,901,793,599	1,029	2,820,194	90.3%
全体 ①+②	7,271,811,890	1,262	5,762,351	6,962,818,082	1,713	4,065,366	70.6%